

答 申

1 審査会の結論

「鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業に関し県が支出することになる補助金について、財政課が担当課から提出を受けた平成28年度予算要望の根拠資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年2月16日付けで行った公文書不開示決定は、妥当ではなかった。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成28年2月2日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、本件開示請求を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成28年度予算見積調書」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成28年2月16日付けで、本件対象文書について条例第10条第4号に該当するとして全部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (4) 申立人は、実施機関に対し、平成28年2月29日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、平成28年3月28日付けで、本件対象文書のうち新規予定地区の名称を除いて開示する変更決定を行い、申立人に通知した。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成28年5月25日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。

- (7) 当審査会は、平成28年6月17日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成28年6月24日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しと開示を求める。

- (2) 異議申立ての理由

- ア 本件処分は、条例第10条第4号の理解ができていないため、及びどういふ情報についてはどの時点ですすという誤った慣例にとらわれていたため行われた決定である。

- イ 実施機関は、不開示の理由を「県民の間に誤解や混乱を生じさせるおそれがあり」としているが、条例第10条第4号では「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とある。条文にある「不当に」の文言が落とされているが、この条文において極めて重要な意味を持つ文言であり、担当部署の条例に対する無理解を表している誤りと推測される。

予想される支障が不当なものであるかどうかの判断は、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量し、不開示の利益の方が大きい(支障が看過し得ない)と判断できる場合に限定して不開示を認めるのが条文の趣旨である。

- ウ 実施機関が主張する「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」については、抽象的で、具体的な可能性の大きさ及び影響の程度を考慮しないおそれである。このような論理を採用すると、予算の支出案件のうち対外的な関係者がある案件については、ほとんどの案件が、「関係者が予算の審議を行う者に不当な働掛けを行い、予算の審議を行う者に誤った情報が伝えられ、予算審議が誤った情報により行われてしまうおそれがある。」と言い得ることになる。

予算の審議を行う者が、その予算に関係する外部の関係者から情報を得ることは、それ自体としては決して問題のあることではなく、むしろ公平・公正と中立性のために必要であり、望まれることである。これは、情報公開の想定している本来の利益である。

エ 予算見積調書等に記載された情報は、成立した予算そのものではなく、不確定なものであることは自明である。その情報を得た者が、自己の責任においていち早く営業活動を行って得た利益を「不当な利益」と呼び、情報を入手しなかった者の損害を「不測の損害」と呼ぶことには、当該情報が本来秘匿されるべきものであり、この情報を得ることが不当行為であるという前提がなければならない。これはすなわち「審議・検討案件は一切不開示」という旧弊な、現行条例上は適用してはならない考え方に実施機関が骨の髄まで浸っていることを告白したものに過ぎない。

オ 情報公開審査会に諮問するまでに3か月かかったのは、不当な扱いであり、情報の隠蔽行為、情報公開制度の無効化と、異議申立制度の実質的な無効化を狙った行為である。他にも遅延・妨害行為ではないかと疑われても仕方のない行為があったため、このような情報公開制度、異議申立制度を無化する脱法的行為、不当に県民を圧迫する行為が許されることのないような制度の設計と運用を期待する。

カ 異議申立てが提出された際には、その後どのような手続になるのか、県から異議申立人に対して十分な説明を与え、また、手続の進行に関する注意を促すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書である予算見積調書は、平成28年度当初予算の編成に当たって、

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業等に関し予算要求を行うために作成したものである。

(2) 本件処分の理由について

ア 当該情報は、埼玉県議会の議決を得ていない未確定な情報であり、議会の議決を得ていない不確定な段階で当該文書を公にすることにより、予算案の調製に携わる県職員や予算審議を行う県議会議員（以下「議員」という。）に対して、利害関係者等が自らにとって有利な結果となるように働きかけるなどの行動を誘発し、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

イ また、本件対象文書に記載されている内容どおりに予算が成立した場合、その内容を知った一部の者がいち早く営業活動等を行って不当な利益を得、知らなかった者に不測の損害が生じる可能性がある。逆に、その内容どおりに予算が成立しなかった場合は、確実な情報であると誤解して営業活動等を行った者及びその取引相手等に不測の損害が生じることにもなりかねないなど県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

ウ 以上の理由により、当該情報は、これを公にすることにより本県の予算執行に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや県民の間に誤解や混乱を生じさせるおそれがあり、条例第10条第4号に該当する。

エ なお、議会の議決を得た後においても、新規予定地区等の情報は、他の地方公共団体等が審議、検討中の情報であり、これを公にすることにより他の地方公共団体等の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや県民の間に誤解や混乱を生じさせるおそれがあり、条例第10条第4号に該当する。

オ 実施機関は、平成28年3月25日に議会の議決を経て予算が成立したことから、平成28年3月28日付けで、新規予定地区の名称を除いて部分開示決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「規則」という。）第5条は、部長は、規則第4条の予算編成方針に基づき、その所管に係る予算の要求書その他企画財政部長が指示する予算の編成に際し必要な書類を作成し、指定された期日までに財政課長に送付しなければならない旨を規定している。

本件対象文書は、平成28年度当初予算の編成に当たって、規則第5条に基づいて実施機関が財政課長に送付した予算見積調書であり、鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業等に関する補助金の額等が記載されているものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件処分において、本件対象文書を公にすることにより本県の予算の編成・審議に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや県民の間に誤解や混乱を生じさせるおそれがあり、本件対象文書は条例第10条第4号に該当するとして全部不開示決定をした。これに対し、申立人は、本件処分の取消しと開示を求めて異議申立てを行った。

そこで、当審査会は、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

(3) 条例第10条第4号該当性について

ア 条例第10条第4号について

条例第10条第4号は、「県、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

同号の趣旨は、県等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合があること、

また、未成熟な情報が公にされ、又は情報が尚早な時期に公にされると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は土地の投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得ることから、このような情報に対応するために定められたものである。

また、同号の「おそれ」の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものであるかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることの利益とを比較衡量した上で判断される。

イ 条例第10条第4号の該当性について

本件対象文書が、条例第10条第4号に該当するか否かという点について、審査会は以下のとおり検討を行った。

(ア) 意思決定の中立性について

実施機関は、本件処分については、県議会の予算案に関する議決を得ていない不確定な段階で当該文書を公にすることにより、予算案の調製に携わる県職員や予算審議を行う議員に対して、利害関係者等が自らにとって有利な結果となるように働きかけるなどの行動を誘発し、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると主張する。これに対して申立人は、予算の審議を行う者が、その予算に関係する外部の関係者から情報を得ることは、それ自体としては決して問題のあることではなく、むしろ公平・公正と中立性のために必要であり、望まれることであると主張する。

そのため、審査会は、予算案の調製に携わる県職員の意思決定の中立性について、以下のとおり検討を行った。

規則第7条によると、財政課長は、規則第5条の規定により、予算の要求書等の送付を受けたときは、これを調査し、かつ、必要な調整を行い、企画財政部長の審査を経て知事の決定を受けなければならない旨を規定している。また、

規則第8条によると、財政課長は、規則第7条の規定による知事の決定を受けたときは、これを整理して予算案等を作成し、知事の決裁を受け、議会に提出する手続をとらなければならない旨を規定している。

実施機関に確認したところ、本件対象文書は、規則第5条に基づいて実施機関が財政課長に送付した予算見積調書であり、平成28年1月21日から28日までの間に知事審査による知事の決定を受けており、また、本件開示請求が行われたのは平成28年2月2日であった。

そして、平成28年2月12日には、議会の招集告示を行うとともに、平成28年度予算案が記者発表された。

さらに、財政課は、予算見積調書から予算案を作成し、平成28年2月15日付けで予算案を議会に提出することについて知事の決裁を受けたとのことであり、また、本件処分が行われたのは平成28年2月16日であった。

そのため、本件対象文書である予算見積調書は、規則第7条に基づく知事の決定前であれば県の内部における審議、検討又は協議に関する情報であったといえる。しかし、開示請求の時点では、知事審査により執行機関内部としての意思決定が行われていたことから、当該文書を公にしたとしても、実施機関が主張するような、予算案の調製に携わる県職員に対して、利害関係者等が自らにとって有利な結果となるように働きかけるなどの行動があったとしても、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえない。

なお、本件処分の時点では、執行機関が作成した予算案が決裁されていたため、予算案は既に確定していた。

次に、予算審議を行う議員の意思決定の中立性について審査会が検討したところ、県議会では、様々な議論を経て予算案等が議決されるものであり、また、予算案が修正されることは、法制度上、当然に予想することができるものである。県民からの負託を受けて県民を代表する県議会の性格から、議員への様々な要望などが行われること自体は、当然のことといえる。さらに、県議会の審

議は、公開で行われている。このようなことを鑑みると、予算審議を行う議員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるという実施機関の主張を認めることはできない。

(イ) 県民の間の混乱について

実施機関は、本件対象文書に記載されている内容どおりに予算が成立した場合、その内容を知った一部の者がいち早く営業活動等を行って不当な利益を得、知らなかった者に不測の損害が生じる可能性があるとして主張する。また、逆にその内容どおりに予算が成立しなかった場合は、確実な情報であると誤解して営業活動等を行った者及びその取引相手等に不測の損害が生じることにともなりかねないなど県民の間に誤解や混乱を生じさせるおそれがあると主張する。これに対して申立人は、予算見積調書等に記載された情報は、成立した予算そのものではなく、不確定なものであることは自明であると主張する。

審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が平成28年3月28日付けで行った変更決定においても不開示とした新規予定地区の名称については、他の地方公共団体等が審議、検討中の情報であり、これを公にすることにより、県が事業地区として認めている、または、認めていないとの誤解が生じ、他の地方公共団体等における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることが認められる。

しかし、その他の情報については、組合設立・事業計画認可申請が行われている等、既に動き出している事業に関する情報であり、当該事業に係る次年度の補助金の予算額等が分ったとしても、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはまではいえない。

よって、上記(ア)及び(イ)の理由により、本件対象文書は、新規予定地区の名称を除き、条例第10条第4号にいう「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生

じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」が存する文書であるとはいえず、本件対象文書を不開示とした実施機関の判断は妥当であったとはいえない。

(4) その他

申立人及び実施機関のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成28年 5月25日	諮問を受ける（諮問第285号）
平成28年 5月25日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成28年 6月17日	申立人から意見書を受理
平成28年 6月24日	実施機関から説明及び審議（第二部会第118回審査会）
平成28年 7月 8日	審議（第二部会第119回審査会）
平成28年 9月16日	審議（第二部会第120回審査会）
平成28年10月14日	審議（第二部会第121回審査会）
平成28年11月18日	審議（第二部会第122回審査会）
平成28年12月16日	審議（第二部会第123回審査会）
平成29年 1月20日	審議（第二部会第124回審査会）
平成29年 2月24日	審議（第二部会第125回審査会）
平成29年 3月27日	答申

